

一般社団法人日本ゴールボール協会
審判員の倫理規定

令和2年8月2日施行

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本ゴールボール協会が認定する審判員（レフェリー・オフィシャル）の遵守事項を定める。

(レフェリーの遵守事項)

第2条 レフェリーは、次の各号の事項を遵守しなければならない。

1. 競技規則等を熟知し、常に公平公正な判定を行うこと。
2. 試合中は、コーチや選手に対して礼儀をもって接すると共に、レフェリング内容について理解と信頼を得るように努める（コーチや選手と親しく接してはならない）。
3. 試合に関して、不正行為または操作を疑われることのないよう、自らを厳しく律すること。
4. 講習会や練習会等に参加し、レフェリング技能の向上に努めるとともに、レフェリーとしての自覚と責任を持って行動すること。
5. 試合中は、指定・支給されたシャツ、黒もしくは濃紺のズボンを着用し、レフェリー全員の服装が統一されていなければならない。
6. ゴールボールは視覚障害者の競技であることを常に認識し、ハッキリしたコールとホイッスルを心がけること。

(オフィシャルの遵守事項)

第3条 オフィシャル（競技補助員）は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

1. 競技規則等を熟知し、正確に自身の役割を全うする。
2. 試合中は、コーチや選手に対して礼儀をもって接する（コーチや選手と親しく接してはならない）。
3. レフェリーのコールを熟知し、レフェリーが下した判断に反論してはならない。

(改廃)

第4条 本規定は、理事会の決議をもって改廃することができる。